

石川県信用保証協会

組織概要

「信用保証協会」は、中小企業・小規模事業者さまが、金融機関から事業資金のお借り入れをする際、公的な保証人となることで、融資を受けやすくすることを目的とした公的な保証機関です。加えて、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業・小規模事業者さまの経営基盤の強化を支援し、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に努めております。

人員構成

事業部 経営支援課 課長以下9名
うち中小企業診断士2名

女性支援室(エコート) 室次長以下8名
うち経営支援課兼務4名

支援業務詳細

(支援可能な課題等)

- ・資金調達
(株式取得資金・事業用資産取得資金・借換資金・運転資金等)
- ・経営改善

(支援可能な解決手段等)

- ・「信用保証」を通じた金融支援
- ・その道のプロ(専門家)派遣等に拠る経営支援

連絡先等

石川県金沢市尾山町9番25号
担当部署名:事業部 経営支援課(担当:屋敷、辰巳)
電話番号:076-222-1550

事業承継に関する保証メニューのご案内

	事業承継サポート保証	石川県事業承継特別保証	経営承継関連保証	特定経営承継関連保証
制度の特徴	事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化するための資金供給を支援することで、円滑な事業承継を促すことを目的とした制度です。	事業承継における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徴求せず、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継に係る計画及び財務内容等の確認を受けていれば保証料率の引き下げも可能な制度です。	経営者の死亡や退任等に起因する事業承継に伴い、株式や事業用資産の取得資金を対象とした制度です。	経営者の死亡や退任等に起因する事業承継に伴い、中小企業者の代表者が当該中小企業者以外のものが有する株式や事業用資産を取得するための資金を対象とした制度です。
対象者	事業計画書を策定したうえで、事業承継に取り組む中小企業者(具体的な要件については、保証制度要綱をご参照下さい)	事業承継計画書、財務要件等確認書等の書面の添付が必要(具体的な要件については保証制度要綱をご参照下さい)	経済産業大臣の認定を受けた中小企業者(具体的な要件については保証制度要綱をご参照下さい)	経済産業大臣の認定を受けた中小企業(具体的な要件については保証制度要綱をご参照下さい)
保証限度額	2億8,000万円	2億8,000万円	2億8,000万円	2億8,000万円
保証期間	15年以内	10年以内	運転資金10年以内 設備資金15年以内	運転資金10年以内 設備資金15年以内
据置期間	2年以内	1年以内	—	1年以内
金利	金融機関所定	金融機関所定	金融機関所定	金融機関所定
保証料	1.15%	0.45~1.90% 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センター確認有の場合、0.10~0.57%	0.45~1.90% 特別小口1.00%	0.45~1.90% 特別小口0.80%
担保	必要に応じて徴求	必要に応じて徴求	必要に応じて徴求	必要に応じて徴求
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。	徴求しない。	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。	原則として、認定中小企業者以外の保証人は不要です。